

犬およびねこ引き取り手数料 導入のお知らせ

平成 20 年 10 月 1 日から、飼い主のいる犬およびねこについて保健所へ引き取りを依頼する場合には、飼い主責任の明確化や受益者負担等の観点から、下記のとおり手数料が必要になります。

犬やねこをはじめとして、ペットを飼う際には、最期まで責任を持って飼えるかなど、将来にわたった計画を立てたうえで飼うようにしましょう。

1 手数料の額

(1) 犬

- ア 生後 91 日以上 1 頭につき 2,000 円
- イ 生後 91 日未満 1 頭につき 400 円

(2) ねこ

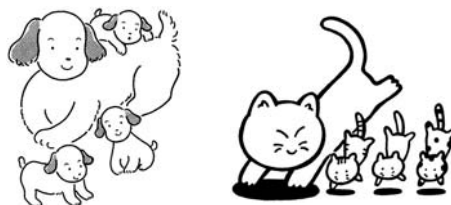
- ア 生後 91 日以上 1 匹につき 1,000 円
- イ 生後 91 日未満 1 匹につき 200 円

2 手数料の納入方法

- ・所定の申請書に県証紙を貼付して納入。

3 引取場所

- ・県内 10 箇所の保健所（熊本市を除く）
- ・引き取りを依頼される場合は、事前に各保健所までお問い合わせください。



注意!!

犬やねこを捨てることは**犯罪行為**です。
法律（動物愛護および管理に関する法律第 44 条第 3 項）により処罰（50 万円以下の罰金）されます。

問い合わせ先 県健康福祉部健康危機管理課 ☎ 3 3 3-2 2 4 8
御船保健所 ☎ 2 8 2-0 0 1 6



差別のない人権尊重の町づくり



～知っていますか、同和問題～

わが国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる深刻かつ重大な問題です。

日本の歴史には、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきた問題があり、今日においても結婚や就職問題を中心とする差別事案が後を絶っていない状況にあります。これを「同和問題」と言います。

日本では、身分制度が廃止されて長い年月が経っているにもかかわらず、差別の問題が現存しています。偏見や差別意識が社会的な不平等をもたらす同和問題は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権を侵す深刻な人権問題です。また、差別が生活のさまざまな場面におよぶことから、法の下での平等（14 条）、居住、移転および職業選択の自由（22 条）、生存権（25 条）、教育を受ける権利（26 条）等を侵害するおそれもあります。私たちには、この問題を一日も早く解決することが求められています。

同和問題については「そっとしておけば、差別はそのうちになくなる」「寝た子を起こすな」という意見が聞かれますが、決してそうではありません。むしろ、正しい知識をもっていないことや「自分には関係ない」とする態度は偏見を生む温床や、差別を助長する原因にもなりかねません。同和問題は、私たち一人ひとりが自分自身の課題として、解決に向けて努力していかなければならない問題なのです。

お問い合わせ先 役場健康福祉課 人権対策係 ☎ 2 8 6-3 1 1 1 内線 1 3 1